

○非常通報装置の設置等に係る手続及び取扱いに関する要領

平成16年7月14日

生 通 第 2 6 6 号

(趣旨)

第1条 この要領は、非常通報装置（以下「通報装置」という。）の設置等に係る手続及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、通報装置の設置を承認するものとする。

(1) 次に掲げる施設で、警察の指導に沿った防犯及び安全を確保するための措置が講じられているものであること。

イ 金融機関

ロ 郵便局

ハ 公共的施設

ニ 重要防護対象施設又はこれに準ずると認める施設

(2) 事案が発生した場合における被害の程度及び社会的影響に関すること。

(3) 第1号の施設の周辺地域における治安に関すること。

(4) 地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）において次に掲げる事項を確保することができること。

イ 通報装置から送信される音声又はデータを確実に受信することができること。

ロ 発信番号通知その他の方法により、発信地を確認することができること。

ハ 逆信、画像その他の方法により、通報装置の周囲の状況を確認することができること。

ニ イからハまでに掲げる事項のほか、通信指令業務に支障が生ずるおそれがないと認められること。

2 通報装置は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 現場の状況をセンサー等で感知し、自動的に通信指令課に通報するものでないこと。

(2) 誤作動を防止するための機能を備えたものであること。

(3) 通報者が通報時において正常に通報しているか否かを確認することができる機能を備えたものであること。

(手続の原則)

第3条 通報装置の設置等に係る手続は、施設の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経て行われるものとする。

(承認手続)

第4条 署長は、通報装置の設置について申出を受けたときは、非常通報装置設置承認申請書（別記第1号様式）（以下「承認申請書」という。）の提出

を求めるものとする。この場合において、当該承認申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 現場付近の見取図

(2) 建物の平面図

(3) 通報装置の本体、発報確認ランプ、通報用ボタン、逆信受理電話機及び付加装置の取付位置を表示した平面図

2 署長は、承認申請書を受理したときは、非常通報装置設置に関する調査書（別記第2号様式）（以下「調査書」という。）に掲げる項目について実地調査を行い、調査書を作成しなければならない。この場合において、調査の対象とする施設が新築等のため、調査を行うことができない項目があるときは、その項目については、計画書等により確認を行い、調査書を作成するものとする。

3 署長は、調査書を作成したときは、承認申請書とともに、地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）に送付するものとする。

4 通信指令課長は、承認申請書及び調査書の送付を受けたときは、関係所属長と協議を行い、その結果と併せて本部長に報告するものとする。

5 本部長は、前項の規定により報告を受けた場合において、通報装置の設置を承認するときは、非常通報装置設置承認書（別記第3号様式）を交付し、併せて遵守事項を明示するものとする。

（運用開始時における手続）

第5条 署長は、通報装置の設置について承認を受けた者（以下「設置者」という。）が当該通報装置の運用を開始するときは、その5日前までに運用開始届（別記第4号様式）及び非常通報装置設置者カード（別記第5号様式）の提出を受け、通信指令課長を経て本部長に送付するものとする。

2 本部長は、設置者が通報装置の運用を開始するに当たり、開通試験の実施を指示するものとする。

（承認事項の変更手続）

第6条 署長は、設置者から通報録音文について変更の申出を受けたときは、非常通報装置変更承認申請書（別記第6号様式）の提出を受け、意見を付した上で、通信指令課長を経て本部長に送付するものとする。

2 本部長は、前項の規定により送付を受けた場合において、通報録音文の変更を承認するときは、非常通報装置変更承認書（別記第7号様式）を交付するものとする。

3 署長は、設置者から通報録音文以外の承認事項について変更の申出を受けたときは、非常通報装置変更届（別記第8号様式）の提出を受け、通信指令課長を経て本部長に送付するものとする。

（保守点検の指示）

第7条 本部長は、設置者に対し、誤報を防止するために必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

2 本部長は、設置者に対し、通報装置の保守点検の結果を記載した書面を保

管しておくよう指示するものとする。

（誤報時の措置）

第 8 条 本部長は、誤報があったときは、設置者に対しその原因の究明及び再発の防止について指示を行い、その措置結果について、非常通報装置誤報措置報告書（別記第 9 号様式）により報告を求めるものとする。

2 前項の規定による報告は、署長を経て受けるものとする。

（運用責任者）

第 9 条 設置者は、通報装置を設置する施設ごとに運用責任者を置くものとする。

2 運用責任者は、開通試験、保守点検その他誤報を防止するための措置に係る事務を行うものとする。

（廃止手続）

第 10 条 署長は、設置者から通報装置の廃止について申出を受けたときは、通信指令課長を経て本部長に報告するものとする。

2 本部長は、前項の規定により報告を受けた場合において、これを認めるときは、設置者から非常通報装置廃止届（別記第 10 号様式）の提出を求めるものとする。

3 非常通報装置廃止届の提出は、署長を経て行われるものとする。